

八十七 (e) 66. 2 (d) の次に (e) として次のように加える。  
 願人が期間の満了前に延長する旨を請求した場合には、延長することができる。  
 八十八 66. 7 (a) の表題を次のように改める。  
 優先権主張の基礎となる先の出願の写し及び翻訳文

八十九 66. 7 (a) を次のように改める。  
 国際予備審査機関が優先権の主張を伴う出願の出願の写しを必要とする場合には、国際事務局は、要請により、速やかにその写しを送付する。その写しが、出願人が 17. 1 の要件を満たさないために国際予備審査機関に提出されない場合であつて、かつ当該先の出願が国内官庁としての権限を有する当該国際予備審査機関に出願されていない又は優先権書類を当該国際予備審査機関が実施細則に従い電子図書館から入手することができない場合には、国際予備審査報告は、優先権の主張がされなかつたものとして作成することができる。

九十 69. 1 (a) を次のように改める。  
 (a) (b) から (e) までの規定に従つてことを条件として、国際予備審査機関は、次の全てを受領した時は、国際予備審査を開始する。  
 (i) 国際予備審査の請求書  
 (ii) 取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべき額の全額（該当する場合には、58. 2. 2 の規定に基づく後払手数料を含む）  
 (iii) 国際調査報告及び 2. 1 の規定に基づき作成された書面による見解又は第十七条 (2) (a) に基づき国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関による宣言の通知のいずれか  
 ただし、国際予備審査機関は、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除くほか、

54. 2. 1 (a) に規定する期間の満了前までは、国際予備審査を開始しない。

九十一 (b) を次のように改める。  
 91. 1 (b) 国際調査機関として行動する国内官庁又は政府間機関が国際予備審査機関として行動する場合には、国際予備審査は、その国内官庁又は政府間機関が希望するとき、(d) 及び (e) の規定に従つてことを条件として、国際調査と同時に開始することができる。

九十二 92. 1 (b) の次に (2) として次のように加える。  
 (b) 2) 国際調査機関及び国際予備審査機関として行動する国内官庁又は政府間機関が、(b) の規定に従い国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望し、かつ、第三十四条 (2) (i) から (iii) の全ての条件が満たされていると認める場合には、その国内官庁又は政府間機関は、国際調査機関として、  
 92. 1 (d) を次のように改める。  
 92. 1 (d) 補正に関する記述が国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示 (53. 9 (b) を含む場合には、国際予備審査機関は、次のいずれかが最初に生じるまでは、国際予備審査を開始しない。  
 (i) 当該国際予備審査機関が、第十九条の規定に基づく補正書の写しを受領すること。  
 (ii) 当該国際予備審査機関が、第十九条の規定に基づく補正をすることを希望しない旨の通知を出願人から受領すること。  
 (iii) 2. 1 (a) に規定する期間を経過すること。

九十四 69. 2 (a) を次のように改める。  
 94. 1 (i) 国際予備審査のための期間  
 94. 1 (ii) 国際予備審査報告を作成するための期間は、次の期間のうち最も遅く満了する期間とする。  
 (i) 優先日から二十八箇月  
 (ii) 69. 1 に規定する国際予備審査の開始の時から六箇月

九十五 95. 1 (iii) 55. 2 の規定に従つて提出された翻訳文を国際予備審査機関が受理した日から六箇月  
 第七十規則 国際予備審査機関による特許性に関する国際予備報告(国際予備審査報告)  
 九十六 70. 15 (a) を次のように改める。  
 70. 15 様式、表題  
 (a) 報告の様式上の要件は、実施細則で定める。  
 (b) 報告には「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）という表題及び国際予備審査機関が作成した国際予備審査報告である旨の表示を付す。  
 97. 16 (a) を次のように改める。  
 97. 16 報告の附属書類  
 (a) 66. 8 (a) 又は (b) の各差替え用紙、第十九条の規定に基づく補正書の各差替え用紙及び 91. 1 (e) (iii) の規定に基づいて許可された明白な誤りの訂正の各差替え用紙は、後の差替え用紙又は 66. (b) の規定に基づき用紙の全体を削除することになる補正書によつて差し替えられたものを除くほか、報告に附属書類として添付する。第三十四条の規定に基づく補正によつて取り消されたものとみなされた第十九条の規定に基づく補正書を含む差替え用紙及び 66. 8 の書簡は、添付しない。

98. 2 (a) の規定にかかわらず、国際予備審査機関が、関連する差し替えようとし又は取り消そうとする補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認め、かつ、70. 2 (c) に規定する表示を含んでいないものと認める場合には、(a) の規定により差し替えられた又は取り消された各差替え用紙も報告に附属書類として添付する。この場合、その差し替えられた又は取り消された差替え用紙には、実施細則が定める記入をする。

99. 2 (a) の規定に基づき作成された国際調査機関の書面による見解の翻訳  
 72. 2 (b) (ii) に規定する場合には、2. 1 (b) の規定に基づき作成された国際調査機関の書面による見解の翻訳  
 73. 2 (a) (i) に規定する場合には、43. 2. 1 (a) の規定に基づき作成された国際調査機関が作成した書面による見解の翻訳文の正確性について書面による意見を作成することができるものとし、その書面による意見の写しを各関係選択官庁及び国際事務局に各一通送付する。  
 73. 2 (a) 第七十三規則の表題を次のように改める。  
 73. 2 (a) 第七十三規則 国際予備審査報告又は国際調査機関の書面による見解の送達  
 73. 2 (a) 73. 2 を次のように改める。  
 73. 2 (a) 国際事務局は、第三十六条 (3) (a) に規定する送達を 2. 1 の規定に従い各選択官庁に対し行う。ただし、優先日から三十箇月を経過する前であつてはならない。

九十八 第七十二規則の表題を次のように改める。  
 第七十二規則 国際予備審査報告及び国際調査機関の書面による見解の翻訳  
 九十九 72. 2 の次に (2) として次のように加える。  
 72. 2 (2) 2. 1 の規定に基づき作成された国際調査機関の書面による見解の翻訳  
 72. 2 (b) (ii) に規定する場合には、43. 2. 1 (a) の規定に基づき作成された国際調査機関が作成した書面による見解の翻訳文の正確性について書面による意見を作成することができるものとし、その書面による意見の写しを各関係選択官庁及び国際事務局に各一通送付する。  
 72. 3 (a) 72. 3 を次のように改める。  
 72. 3 翻訳に関する意見  
 72. 3 (a) 出願人は、国際予備審査報告の翻訳文又は規則の規定に基づき国際調査機関が作成した書面による見解の翻訳文の正確性について書面による意見を作成することができるものとし、その書面による意見の写しを各関係選択官庁及び国際事務局に各一通送付する。  
 73. 2 (a) 73. 2 (a) 国際事務局は、第三十六条 (3) (a) に規定する送達を 2. 1 の規定に従い各選択官庁に対し行う。ただし、優先日から三十箇月を経過する前であつてはならない。

72. 2 (a) 72. 2 (a) 国際事務局は、第三十六条 (3) (a) に規定する送達を 2. 1 の規定に従い各選択官庁に対し行う。ただし、優先日から三十箇月を経過する前であつてはならない。

73. 2 (a) 73. 2 (a) 国際事務局は、第三十六条 (3) (a) に規定する送達を 2. 1 の規定に従い各選択官庁に対し行う。ただし、優先日から三十箇月を経過する前であつてはならない。